

【1992年2月6日】短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案要綱

四野党（社会党、公明党、民社党、社会民主連合）

短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案要綱

第一章 総則

第一 目的

この法律は、短時間労働者の賃金、休暇その他の労働条件等について差別的取扱いをしてはならないこと及び短時間労働者の雇入れ等に当たっての使用者の講ずべき措置を定めるとともに、その差別的取扱いを迅速かつ適正な手続により是正するため必要な措置を講ずることにより、短時間労働者について、通常の労働者との均等待遇及び適正な就業に関する条件の確保を図ることを目的とするものとする。（第一条関係）

第二 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。（第二条関係）

- 一 短時間労働者 一日、一週間又は一月の所定労働時間が、同一事業場における通常の労働者の所定労働時間より短い労働者をいう。
- 二 賃金等に関する事項 賃金、労働時間、雇用期間、休暇、休憩時間その他労働省令で定める労働条件及び施設の利用その他労働省令で定める福利厚生に関する事項であって労働省令で定めるものをいう。

第三 適用除外

この法律は、船員、国家公務員及び地方公務員については、適用しないものとする。（第三条関係）

第二章 均等待遇

第一 差別的取扱いの禁止

使用者は、労働者が短時間労働者であることを理由として、次の事項について、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならないものとする。（第四条から第八条まで関係）

- 一 賃金
- 二 有給休暇その他の休暇、休業、休憩時間又は育児時間等の女子に与えられる特別の

時間

- 三 配置、昇進、異動、定年又は解雇
- 四 教育訓練
- 五 施設の利用その他福利厚生措置

## 第二 差別的取扱いとなる行為の基準

労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聴いて、短時間労働者に対する差別的取扱いとなる行為の基準を定めて公表しなければならないものとする。 ( 第九条関係 )

## 第三章 使用者の講ずる措置

### 第一 賃金等に関する事項を記載した書面の交付等

- 1 使用者は、短時間労働者との労働契約の締結に際しては、当該短時間労働者に対し、当該事業場におけるすべての短時間労働者に係る賃金等に関する事項及び通常の労働者の所定労働時間を書面で明示しなければならないものとする。
- 2 使用者は、前項の規定により明示する当該事業場におけるすべての短時間労働者に係る賃金等に関する事項については、あらかじめ、労働組合と協議しなければならないものとする。
- 3 使用者は、短時間労働者との労働契約が成立したときは、遅滞なく、当該短時間労働者に対し、当該短時間労働者に係る賃金等に関する事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。
- 4 使用者は、短時間労働者に係る賃金等に関する事項について変更があったときは、遅滞なく、当該短時間労働者に対し、当該変更後の当該短時間労働者に係る賃金等に関する事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。( 第十条関係 )

### 第二 雇用短時間労働者の優先雇用

- 1 使用者は、通常の労働者の募集をしようとする場合において、現に雇用する短時間労働者で当該募集に係る業務に従事しているもの( 以下「雇用短時間労働者」という。 ) があるときは、当該募集をする旨及び当該募集に係る通常の労働者の賃金、労働時間その他の労働条件を、雇用短時間労働者に周知させなければならないものとする。
- 2 使用者は、通常の労働者の募集をする場合において、雇用短時間労働者が当該募集に応ずる旨の申出をしたときは、労働省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該雇用短時間労働者を優先して通常の労働者としなければならないものとする。
- 3 使用者は、前項の規定により雇用短時間労働者を通常の労働者とした場合には、当該通常の労働者の賃金その他の労働条件については、雇用短時間労働者として雇用し

ていた期間を、当該期間に係る所定労働時間に応じて通常の労働者の雇用に係る賃金その他の労働条件に係る期間として取り扱わなければならないものとする。 ( 第十一条関係 )

### 第三 所定労働時間外及び所定労働日以外の日の労働

使用者は、短時間労働者を、その意に反して、当該短時間労働者の所定労働時間を超えて労働させ、又は所定労働日以外の日に労働させてはならないものとする。 ( 第十二条関係 )

### 第四 就業規則作成の手續

使用者は、就業規則のうち短時間労働者に係る事項の作成又は変更については、当該事業場に短時間労働者がある場合には、その短時間労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならないものとする。 ( 第十三条関係 )

## 第四章 監督

第一 労働基準監督署長及び労働基準監督官が、この法律の施行に関する事務をつかさどるものとする。 ( 第十四条から第十六条まで関係 )

### 第二 指導及び勧告

都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、使用者に対し、短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業に関する条件の確保に関し必要な指導又は勧告をすることができるものとする。 ( 第十七条関係 )

### 第三 是正命令

都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、第二章第一の規定 ( 差別的取扱いの禁止 ) に違反する差別的取扱いがあると認めるときは、使用者に対し、期限を定めて、その差別的取扱いを是正するよう命ずることができるものとする。 ( 第十八条関係 )

### 第四 申請

- 1 差別的取扱いをされた短時間労働者は、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長に対し、是正のため適当な措置をとるように申請することができるものとする。
- 2 申請を受けた都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、相当の期間内に、適当な措置をとること又はとらないことの決定をするとともに、その申請をした者に対して、

速やかに、理由を示してその決定の内容を通知しなければならないものとする。(第十九条関係)

## 第五 申告

労働者は、この法律の規定に違反する事実があると認めるときは、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができるものとする。(第二十条関係)

## 第五章 不服申立て

### 第一 審査請求及び再審査請求

- 1 第四章第三の是正命令及び第四章第四の2の決定に不服のある者は、短時間労働審査官に対して審査請求をし、その裁決に不服のある者は、短時間労働審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。
- 2 前項の処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する短時間労働審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができないものとする。(第二十一条・第二十二条関係)

### 第二 短時間労働審査官

- 1 各都道府県労働基準局に、短時間労働審査官を置くものとする。
- 2 短時間労働審査官は、労働省の職員のうちから、労働大臣が任命するものとする。
- 3 労働大臣は、都道府県労働基準局ごとに、労働者を代表する者及び使用者を代表する者各二人を、関係団体の推薦により指名するものとする。(第二十三条から第二十八条まで関係)

### 第三 短時間労働審査会

- 1 再審査請求の事件を取り扱わせるため、労働大臣の所轄の下に、短時間労働審査会を置くものとする。
- 2 短時間労働審査会は、労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)及び公益を代表する者(以下「公益委員」という。)各三人をもって組織するものとする。
- 3 労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働大臣が労働委員及び使用者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。(第二十九条から第五十二条まで関係)

## 第六章 雑則

### 第一 国又は地方公共団体の援助

国又は地方公共団体は、短時間労働者及び使用者に対し、助言、資料の提供その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行うものとする。 (第五十三条関係)

### 第二 能力開発事業の実施

政府は、短時間労働者に対し通常の労働者となることを容易にするための職業訓練を行う事業主に対し、雇用保険法の能力開発事業として必要な助成及び援助を行うものとする。 (第五十四条関係)

## 第七章 罰則

第三章の使用者の講ずる措置、第四章第三の是正命令等に違反した者に対して、所要の罰則を定めるものとする。 (第五十五条から第五十八条まで関係)

## 附則

### 第一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。ただし、第三章第一の 2 (当該事業場におけるすべての短時間労働者に係る賃金等に関する事項についての労働組合との協議) 及び第三章第四 (就業規則作成の手続) は公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする。(附則第一条関係)

### 第二 特定の短時間労働者の処遇の改善

使用者は、この法律の施行の際現に雇用する短時間労働者であって、おおむね通常の労働者の所定労働時間に準ずる労働時間を所定労働時間とするもののうち、通常の労働者となることを希望するものについては、通常の労働者とするよう努めなければならないものとする。(附則第三条関係)

### 第三 賃金等に関する事項を記載した書面の交付等に関する経過措置

- 1 この法律の施行の際現に短時間労働者を雇用している使用者は、この法律の施行後引き続き雇用する当該短時間労働者に対し、この法律の施行の日から三月以内に、当該短時間労働者に係る賃金等に関する事項を記載した書面を交付しなければならない

いものとする。

- 2 この法律の施行の際既に短時間労働者を雇用している使用者は、前項の規定により書面を交付するまでの間に、当該事業場におけるすべての短時間労働者に係る賃金等に関する事項について、労働組合と協議しなければならないものとする。（附則第四条関係）

#### 第四 雇用保険法等の適用拡大の検討

政府は、短時間労働者について、雇用保険法並びに健康保険法及び厚生年金保険法の適用の拡大を図るよう必要な措置を講ずるものとする。（附則第五条関係）